

青梅市告示第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、青梅都市計画高度地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和6年4月26日

青梅市長 大勢待 利 明

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画高度地区 第1種高度地区	追加する部分 青梅市柚木町2丁目地内  削除する部分 青梅市柚木町2丁目地内
10m第2種高度地区	追加する部分 青梅市柚木町2丁目地内  削除する部分 青梅市柚木町2丁目地内

縦覧場所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1  
青梅市役所5階都市整備部都市計画課

以上